

# 長野県公営企業の組織に関する条例

昭和 36 年 3 月 31 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定により、長野県電気事業、長野県水道事業(以下「企業」という。)の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(長野県企業局の設置)

第 2 条 管理者の権限に属する事務を処理させるため、長野県企業局を置く。

(長野県公営企業経営審議会の設置)

第 3 条 前条に定めるもののほか、企業の経営に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて調査審議するため、長野県公営企業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから、管理者が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名した委員がその職務を代理する。

8 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 3 月 24 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。